

# 内部統制の整備に関する基本方針

## <基本認識>

当社は、「トヨタ車体基本理念」および「[トヨタ行動指針](#)」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。実際の業務執行の場においては、業務執行プロセスの中に問題発見と改善の仕組みを組み込むとともに、それを実践する人材の育成に不断の努力を払っています。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 倫理規程、取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、就任時の説明等の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底します。
- (2) 業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- (3) 企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応についてCSR・CN委員会等で適切に審議します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程および法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させます。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- (2) 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正な財務報告の確保に取り組みます。
- (3) 安全、品質、環境等のリスクおよびコンプライアンスについて、各担当部署が、必要に応じ、各地域と連携した体制を構築するとともに、規則を制定し、またはマニュアルを作成し配付すること等により、管理します。
- (4) 災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置および保険付保等を行います。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
- (2) 取締役は、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、当社の強みである「現場重視」の考え方の下、各地域・各機能・各工程における業務執行の責任者を定め、幅広い権限を与えます。各業務執行責任者は、経営方針達成のため、それぞれの業務計画を主体的に策定し、機動的な執行を行い、取締役はこれを監督します。
- (3) 随時、各地域の外部有識者をはじめとした様々なステークホルダーの意見を聞く機会を設け、経営や企業行動のあり方に反映させます。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持します。
- (2) 法令遵守およびリスク管理の仕組みを不断に見直し、実効性を確保します。そのため、各部署が点検し、CSR・CN委員会等に報告する等の確認を実施します
- (3) コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、当社が外部に設置する企業倫理相談窓口等を通じて、法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

## 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社であるトヨタ自動車の経営理念を共有するとともに財務・経営および事業活動に関する親会社の関連部署との定期および随時の情報交換を通じて業務の適正性と適法性を確認します。
- (2) 経営理念の共有のために、トヨタ車体基本理念やトヨタ行動指針を子会社に展開し、人的交流を通じた経営理念の浸透も行うことで、企業集団の健全な内部統制環境の醸成を図ります。また、子会社の財務および経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図ります。これらの部署は、子会社との定期および随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認します。
  - ① **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制**  
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の 会等において審議します。
  - ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**  
財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理に関しては、子会社に対して、取り組みを推進する体制を整備し、重大なリスクについて速やかに当社に報告することを求めるとともに、重要課題と対応については当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、役員会議等において審議します。
  - ③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求めます。
  - ④ **子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**  
子会社に対してコンプライアンスに関する体制の整備を求め、当社はその状況について定期的に点検を行い、その結果を当社のCSR委員会等に報告する等の確認を実施します。子会社におけるコンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、子会社が設置する内部通報窓口や、当社が外部に設置する国内子会社を対象とした通報窓口等を通じて、子会社の法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

- ・ 監査役室を設置し、専任の使用人を置きます。当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとし、その人事については、事前に監査役の同意を得ます。

## 8. 監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役は、主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- (2) 取締役、執行役員および使用人は、監査役求めに応じ、定期的または随時に、事業に関する報告を行うほか、必要に応じ子会社の取締役等からも報告させます。また、当社または子会社が設置する内部通報窓口への重要な通報案件についても、監査役に報告します。
- (3) 監査役への報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることはない旨を定めた規程を整備します。

## 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役職務の執行に必要な費用については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担します。

## 10. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会、ならびに必要なに応じた外部人材の任用等を確保します。